

空き家の管理 お困りではありませんか

建物の倒壊



不審者の侵入
や不審火



屋根や外壁材等
の落下・飛散



ごみの放置や
投棄、樹木の越境

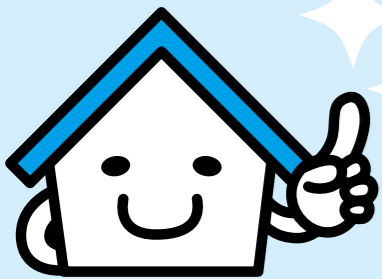


空き家を放置するとさまざまな問題が発生します。

そこで、長崎市では

空き家を対象とした
支援制度を設けています





空き家を対象とした支援



空き家を活用する

空き家・空き地の情報登録

(空き家・空き地情報バンク制度)

長崎市に移住を希望されている方に空き家や空き地の情報を提供し、空き家等の活用をお手伝いします。



担当課：建築指導課
☎ 829-1174

長崎市移住・定住希望者向けホームページ「ながさき人になろう」で、空き家・空き地情報バンクの物件情報を掲載していますのでご覧ください。



ながさき人になろう

検索

担当課：移住支援室
☎ 829-1249

空き家改修

(定住促進空き家活用補助金)

移住目的で戸建て空き家のリフォーム工事等を行う際に費用の一部を助成します。
※空き家とは、電気、ガスまたは水道のいずれかが1年以上休止しているもの。

移住者向けのリフォーム
補助：対象経費の2分の1
(限度額 50万円)
※空き家バンクに登録済みであるもの等



空き家に残る家財等の撤去・処分
補助：対象経費の2分の1
(限度額 10万円)
※空き家バンクに登録済みであるもの



※なお、空き家を活用するために、耐震化や建替、リフォーム工事を行う場合は、裏面の支援を併せて受けられます。



担当課：住宅課
☎ 829-1189

空き家を解体する

空き家解体への助成

(特定空家等除却費補助金)

老朽化し危険である、もしくは危険となる恐れがある特定空家等の除却を行う方に、除却工事費用の一部を助成します。

対象経費の2分の1 (限度額 50万円/件)



※なお、特定空家等除却費補助金に該当しない場合、木造戸建て住宅の耐震化を目的として、住宅の除却に要する工事費用の一部を助成する制度もあります。

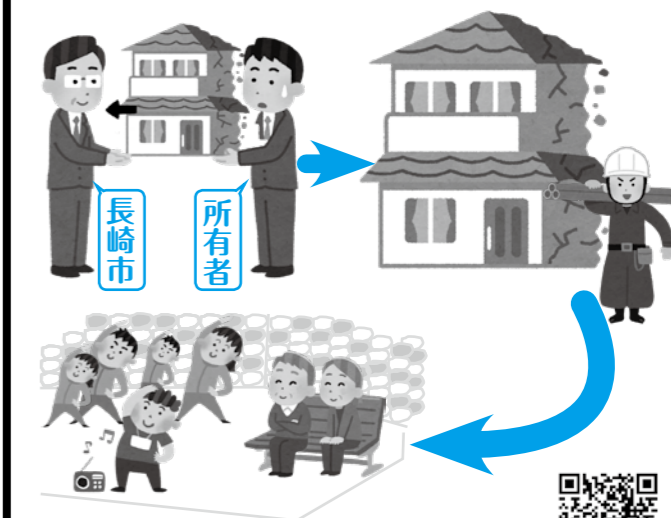
担当課：建築指導課
☎ 829-1174



地域の公共空間として整備

(老朽危険空き家対策事業)

老朽化した危険な空き家のうち、所有者が、その建物・土地を長崎市に寄附できるなどの条件を満たしたものを市が除却し、地域の方々が管理する広場などの公共空間として整備します。



担当課：建築指導課
☎ 829-1174



—注意—

それぞれの補助や制度の詳細な条件や手続き等については、各担当課へお尋ねください。

【空き家に関するご相談は】長崎市建築指導課 (住所：長崎市桜町 4-1 長崎商工会館 5 階、☎ 095-829-1174) へ

受付時間 8:45 ~ 17:30 (土日祝日、12月29日~1月3日を除く)

長崎市では併せて住まいや敷地を対象とした支援も行っています

住まいへの支援

①と②、①と③の補助金は、改修工事の場合に対象部位が違えば併用が可能です。詳しくはご相談ください。



① 住宅の耐震化

耐震化補助金

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、昭和56年以前に建築した木造住宅の耐震診断、改修工事、建替、除却に要する費用の一部を助成します。

診断費：61,500円のうち助成額51,000円（所有者負担額10,500円）
耐震改修工事又は建替：限度額100万円 除却：限度額30万円

建築指導課 ☎ 829-1174



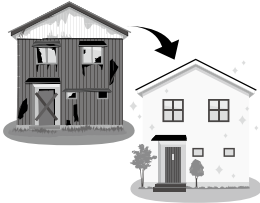

② 住まいのリフォーム

ながさき^かすみよ家・住宅性能向上リフォーム補助金

外壁塗装や屋根の葺き替え、サッシの取替えや台所改修などの住宅リフォームやバリアフリー化を伴う浴室改修、便所改修、省エネ化を伴う遮熱・断熱塗装工事の費用の一部を助成します。

ながさきすみよ家リフォーム：対象経費の10分の1
性能向上リフォーム：対象経費の5分の1 } (限度額10万円)

住宅課 ☎ 829-1189





③ 子育て住まいづくり

子育て住まいづくり支援費補助金

多子世帯、または新たに3世代で市内に同居もしくは近居するための住宅の新築や改修工事及び住宅の取得に要する費用の一部を助成します。

対象経費の5分の1（限度額20万円または40万円）

住宅課 ☎ 829-1189



※②住まいのリフォームと、③子育て住まいづくりにかかる補助金は重複して利用することができません

敷地への支援

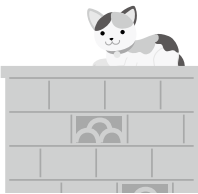

ブロック塀はね出しスラブの除却

ブロック塀等除却費補助金

小中学校の通学路に面する、倒壊の危険性のあるブロック塀・はね出しスラブの除却に要する費用の一部を助成します。

対象経費の2分の1（限度額12万円、2面以上は24万円）

建築指導課 ☎ 829-1174



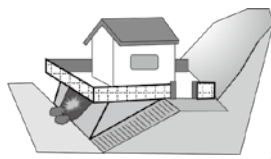

がけの災害対策

宅地のがけ災害対策費補助金

個人所有の宅地等のがけ面で、崩壊したがけの復旧または崩壊を未然に防ぐ工事を行う方に、災害対策工事に要する費用の一部を助成します。

対象経費の3分の1（限度額200万円）

建築指導課 ☎ 829-1176



— 注意 — それぞれの補助や制度の詳細な条件や手続き等については、各担当課へお尋ねください。